## 【翻刻】

(前略)

七月一日 所轄外出張 出勤、小野岩蔵・筒井善吉・小使田辺勇吉・中原熊次郎 去月廿七日頃ゟ霖雨ニ付、本日高梁川筋出水 之趣伝承、午前十一時ゟ隣村乙島村岡・沖両新 開堤防危難之趣ヲ以、同村戸長ゟ郡役 所へ届出有之、書記池上久助出張、防禦 相成候二付、当村も出水防禦之手当致度、 因テ出張中事務用掛小野岩蔵へ委任 致候旨、郡長へ届置、十二時ゟ上成益習 小学へ出張、議員小山紋平・岩本実太郎・ 牧丈平・井上生一郎・中井知才太等招集、 午後二時頃ゟ堤防へ出張致、手当人足等 申附置候所、午後六時頃、水江村橋梁流 レ霞橋へ押掛、同橋も同橋流失致ニ付、 其事情ヲ郡役所へ届、夫々組合村々へ上 成益習小学へ出張致居候旨通暢致候、 出水汁新六波止之上弐尺程水嵩ミ、既ニ 防禦方危ク相見ヱ候ニ付、杉壱丈丸太 百本送致方用掛へ通達致候 郡長帖佐謙吉殿、郡書記副島礼之助 附属出張、警察署長森貞信殿、警部 巡査附属出張、臨時出張所ヲ設置ス 午後十時頃、玉島本村ゟ杭木八拾本人足ニ為 持、用掛小野岩蔵・議員小幡兵蔵・守安万平・ 守安彦太郎 • 森永鹿蔵出張、供二堤防見廻 致候、用掛小野岩蔵・小幡兵蔵・守安彦太郎・ 守安万平等、午後十二時頃帰着ス 午後十時頃、水江村平民小野新三郎四名之 者、洪水之波涛ヲ犯シ川中漂流之家屋へ 取附有之男女拾三名ヲ直ニ高瀬舟乗出 押附候得共、同地ニ於テ追附候事不相成、船 穂村字中新田沖ニテ漸追附取乗候得共、 直二上陸不相成、上成稲荷社之上手ニ於テ上陸 致候ニ付、直ニ飢渇ヲ為凌及尋問候所、真壁村 之内字慶知新田高本勝五郎・同人妻その・ 同人長女てる・同人次女つま・同人三女菊江・

同人長男高本鉄太郎〆六名、山崎安太郎・同人

母くめ・同人妻しな・同人妹いせ〆四名、坪井 益蔵・同人孫まつ・同人下男作左衛門〆三名、都合 拾三名二付、今夜ハ上成二て預リ懇ニ相賄、 巡行巡査ニテ取糺置、何れ明日何分之達ニ 相成候旨被申附候 本日午後十時頃ゟ水凡弐尺五寸程も相減 候、是ハ全下道・賀陽・窪屋等之三郡之内村々へ 破堤致候義ニ有之候 本郡柳井原村川除堤防、乙島村沖新開 堤防、何れも破堤ニ相成候事

七月二日 帰場

本日漸減水二付、午前十時頃堤防々禦之 人夫不残引揚、昨夜買入之杭木之内八本ハ 打入、残杭七拾弐本ハ杭木小家へ入置候 午後一時頃、巡查出張、窪屋郡真壁村漂流 人取糺相済引渡相成候二付、左之通添書ヲ 附シ、大人金壱円宛此金七円、小児金五拾銭宛 此金三円、都合拾円為救助差遣、直二帰村申附候

其御村高本勝五郎外拾弐名、別紙人名 之通、本月一日洪水二付、家屋共々漂流罷 在候処、本郡水江村字一ノ口二於テ同村 小野新三郎外五名、急流之波涛ヲ犯シ 為救助高瀬舟ヲ乗出候得共、水勢猛ニ シテ一時為乗込候事ニ不相成、同郡船穂村 字中新田村と申処ニ迄漂流、漸同所ニて 舟中ニ為取乗、同村ニテ上陸難致、尚漂 流シテ本村字上成と申所ニ到上陸致候 ニ付、早速玉島警察署ゟ御出張ニ相成、 始末糺問之上被引渡候ニ付、為旅費多 少之金員及救助、帰村為致候条、一家之 内父子離散等之者も有之、生死不分明 之趣二付、帰着之上可然御取計有之度、 此段及御照会候也

浅口郡玉島村

明治十三年七月二日 戸長 守安亀太郎 窪屋郡真壁村

戸長 松本 譲殿 本日午後三時頃、上成引払帰着 (中略) 七月三日

出勤、小野岩蔵・筒井善吉・小使田辺勇吉・中原熊次郎 一ノロ用水樋口小野新三郎前石垣破損ニ付、 石工壱人差向呉候様、坪井良一郎ゟ申来候 ニ付、小坂虎一へ申附差遺候 本日用水筋為見聞上成迄罷越、其砌同所 議員井上生一郎始五軒出水之節尽力之及 挨拶置候

夜十二時頃、郡長帖佐謙吉殿ニ書記安井寿太郎 附属、拙宅へ被参、下道郡役所ゟ警部内田 猷一郎帰署致、同郡役所へ津田大書記官殿 出張有之、小船五艘・塩弐拾叭、浅口郡役所ゟ 送致候様指揮相成候ニ付、右送致方 担当可致旨被申附、因テ下道郡役所之 添簡ヲ乞、明午前五時頃水江村ニて相調、夫々 送致候段御受致候 水江村戸長坪井良一郎ゟーノロ用水樋前 石垣崩所為見分、明日集会之義申来候

七月四日 所轄外出張

出勤、小野岩蔵・筒井善吉・小使田辺勇吉・中原熊治郎 午前四時出発、水江村戸長坪井良一郎方へ出張、 同氏へ為打合、小舟五艘雇上、人足拾三人ニテ 塩弐拾叺并ニ当郡長ゟ下道郡水害ヲ受候 人民へ為救助大根漬壱樽共為積込、午前 七時頃同所出船取計候跡へ玉島警察署ゟ 川部へ出張之巡査両名罷越候ニ付、一ノロへ 相廻シ同所ゟ乗組ニ相成候 午前十時、船穂村戸長高見新·長尾村戸長 小野素四郎·阿賀崎村戸長菊池太平·水江村 戸長坪井良一郎外阿賀崎村議員両名共、一ノ口 小野新三郎方へ立会、同所樋前石垣崩所 修繕之談判相済、阿賀崎村戸長并議員 引払後、柳井原村戸長西川得太郎呼寄せ、 堤防修繕并大水防方談判、因テハ今 般之出水取防費官費支給方請願方示 談荒方致候、其上明後々日ハ玉島村戸長 役場へ集会之義申別レ置

(中略)

七月五日

出勤、小野岩蔵・筒井善吉・小使田辺勇吉・中原熊次郎 下道郡役所ゟ御用掛本郡役所へ出張致、 明俵買入方有之、当村ハ用掛小野岩蔵 担当買集、船積等致候

(中略)

七月六日

出勤、小野岩蔵・筒井善吉・小使田辺勇吉・中原熊次郎 本村田方悪水湛込有之所、本日ハ漸 吐除宜敷、内川平水ニ相成候、高梁川も 同様都合ニ相成、先以平水ニ相成候

七月七日

(中略)

高梁川筋出水ニ付、本月一日取防入費為取調、水江村戸長坪井良一郎・長尾村戸長小野素四郎・船穂村戸長高見新并拙者、本日午前十時ゟ三宅芳治方へ立会、右取調相済、惣額金九拾六円三拾七銭六厘官費支給方願書相認、郡長へ上伸書相副差出候堤防修繕之ケ所悉皆願面相認、各着印之上高見新へ委托、同人ゟ郡役所ヲ経テ請願之筈申別候自来高梁川筋堤防取防持場区域相立、議定書草案ヲ制シ、是又高見新へ委托ス、午後十一時悉皆相片付退散ス

七月八日

出勤、小野岩蔵・筒井善吉・小使田辺勇吉・中原熊治郎 洪水景況届弐通、漂流人救助手続書 弐通并ニ堤防々費金下渡願弐通上伸 書共進達ス 船穂村戸長高見新ゟ書簡ヲ以一ノロ筋 用水樋修繕中ニ付、用水絶困難ニ付、三 之堰ゟ分水取計呉度依頼ニ付、議員 小幡兵蔵へ申附、上成議員之内壱名へ申談、 両名同道三之堰へ出張、分水取計可申旨 ニて午後二時出発ス、右ニ付序ヲ以同所 樋戸板修繕之ケ所検査ヲ遂候様、是又 申附置候 (中略)

七月九日

出勤、小野岩蔵・筒井善吉・小使田辺勇吉・中原熊次郎 昨日船穂村示談ニ付、小幡兵蔵三ノ堰 へ出張為致、尤上成ゟ小山紋平同道致 候て高見新と示談行届、本日限分水 可致旨ニて帰村

(中略)

七月十三日

出勤、小野岩蔵・筒井善吉・三宅喜太郎・ 小使田辺勇吉・中原熊次郎 本県下窪屋・下道・賀陽等之諸郡、本年 七月一日洪水之節、家屋燙尽流亡等之 窮民為救助何分之醵金可致旨、県令 ゟ内論有之ニ付、右ハ当役所諸官員ニて 金三百円募集致度、可否如何ヲ郡長ゟ 下問ニ付賛成ス、尚郡中村々ニ於ても多少之 醵金可募旨答置候 本月四日、本郡水江村ニ於テ小船五艘・水主 五名、下道郡役所へ雇上ニ相成居所、追々 減水ニ付船三艘・水主五名等相返シ、小舟 弐艘ハ其儘借据之趣、昨十二日当役所ゟ 通達有之ニ付、早速水江村戸長へ通暢 致置候

(中略)

七月十五日

(中略)

本日戸長会議ニ付、県下諸郡之内水災ニ 罹リ候郡々無告之人民へ救助資金募 集方之義、原案ヲ製シ及協議候処、 満員原案賛成ニて、郡中ニて金七百円ヲ 募集シ、郡役所之金員ト併テ金千円ヲ 献納可致段決議、依テ取扱掛撰挙 致候処、高見新・荒木耕四郎・磯部次郎・ 唐川順平・辻直一郎・小官と六名ニ付、夫ゟ 榎南也足方ヲ借受、同家ニテ取扱振ヲ 略及協議、午後六時退散

(中略)

七月十八日

(中略)

船穂村高見新・水江村坪井良一郎より 雁又川口用水乏敷候ニ付、各村惣人民 追立堀夫、但賃銭無支給之義照会有 之ニ付、無賃追立堀ハ不穏当ニ付、有 賃堀夫多人数相掛候ハ同意之趣、 回答致置候所、再応高見新ゟ書簡 ヲ以明日川筋為見分出張致呉度旨照会 致来、其旨承知之趣及回答候

七月十九日 所轄外出張 出勤、小野岩蔵・筒井善吉・三宅喜太郎・ 小使田辺勇吉·中原熊次郎 本日用水乏敷ニ付、雁又・一ノ口堀夫 之義二付客日高見新ゟ再度之照会 有之二付、午前十時出発、船穂村戸長 役場ニ到、高見新同道一ノ口へ罷越、 同所へ出張有之候、坪井良一郎外弐名 江面会、一ノロハ沖手へ水尾筋有之、樋口 水路甚悪敷、因テ本月八日以来堀浚致 居候処、沖手之流水迚も三ノ堰迄ハ 無之水勢二付、臨時十一日協議致、先以 当度限堰留居、夫二ても小少之用水二付、 尚引続堀夫可致示談二及候 一ノロ樋前石垣修繕、本日午前十時 落成ス、坪井良一郎午後一時ゟ帰宅ス、 午後二時過、高見新・小野素四郎・ 菊池太平・小官都合四名一ノ口出発、 雁又川口二到、同所川形甚悪敷、先 流水ハ十歩之九以上東川へ流レ、右ニ付 引続百人計之人夫ニて堀浚可申旨 ヲ以示談致、午後七時当所出発、 午後八時帰着

(中略)

七月廿日

出勤、小野岩蔵・太田重米・筒井善吉・ 三宅喜太郎・小使田辺勇吉・中原熊治郎 本日、水江村・船穂村・長尾村・阿賀崎村・ 当村都合五ヶ村為惣代、高梁川筋雁又 并一ノロ等堀浚費支給之義ニ付、郡長公へ 願面差出、因テ郡書記田中繁蔵為 検査出張相成候

(中略)

七月廿七日

出勤、太田重米・筒井善吉・三宅喜太郎・ 小使田辺勇吉・中原熊次郎 本月廿二日ゟ霖雨降続、本日午後六時頃ゟ 出水、平水ゟ二間余之水ニ相成、郡長公以下 郡書記等出張ニ付、筆生太田重米上成へ 出張、議員岩本実太郎・小山紋平代理 祐八郎・森永鹿蔵等へ打合、堤番之 手都合為致、郡長へハ小官不快ニ付出 張仕兼候趣、右重米ゟ被断置候 午後十一時頃、太田重米帰着、追々減水、 先以気遣之廉無之趣申出候

七月廿八日 所轄内出張 出勤、太田重米・筒井善吉・三宅喜太郎・ 小使中原熊次郎 本日午前二時頃、上成堤防出張之議員 岩本実太郎ゟ使牧磯吉差向、昨日ゟ夜ニ 入一応減水スルト雖モ、過刻ゟ追々水嵩ミ、 本日一日之出水ゟ漸ク八寸計水少クニ付、 不快之処押て出張致呉候様通知ニ付、 午後三時出発、同所へ出張、郡長公并ニ 書記・警部・巡査等へ慰労申出、詰合居 候処、又候追々水減シ、午前十一時ニ到リ 弐尺五寸計減水ニ付、午後二時出立帰着

(中略)

九月五日

(中略)

慕漲水防費官費支給願之義ニ付、柳井原村 戸長西川得太郎・船穂村戸長高見新・ 片島村戸長中原喜弥太郎・西原村戸長 岡敏次郎・西阿知村戸長岡貞太郎・水 江村戸長坪井良一郎・西之浦村戸長岡本 泰吾・亀島新田村戸長板谷九郎・連島村 戸長三宅光治集会、郡長公へ宛左之通 上伸書可差出旨ニ決ス

慕漲水防費御下願

浅口郡何村

一金何程

水防費

内訳

金何程 人夫賃

金何程 杭木代

金何程 割木或ハ竹代

金何程 俵或ハ縄代

右ハ、本年七月一日・廿七日非常之洪水二付、 高梁川筋堤防危難之ケ所不少、其段 御届奉申上候処、早速御出張相成、御指揮 奉受防禦仕候入費、書面之通御座候 条、御下渡被成下度、別紙廉限受領証 相添、此段奉願上候也

何村

明治十三年九月 戸長 何条誰 浅口郡長 帖佐謙吉殿 (後略)

## 【読み下し】

(前略)

七月一日 所轄外出張

出勤、小野岩蔵・筒井善吉・小使田辺勇吉・中原熊次郎

去月二十七日頃より霖雨(りんう)につき、本日高梁川筋出水の趣伝承。午前十一時より隣村乙島村岡・沖両新開堤防危難の趣を以て、同村戸長より郡役所へ届け出これあり。書記池上久助出張、防禦相成り候(そうろう)につき、当村も出水防禦の手当て致したく、よって出張中事務用掛小野岩蔵へ委任致し候旨、郡長へ届け置き、十二時より上成益習小学へ出張。議員小山紋平・岩本実太郎・牧丈平・井上生一郎・中井知才太等招集。午後二時頃より堤防へ出張致し、手当人足等申し付け置き候ところ、午後六時頃、水江村橋梁流れ霞橋へ押し掛け、同橋も同様流失致すにつき、その事情を郡役所へ届け、それぞれ組合村々へ上成益習小学へ出張致し居り候旨通暢(つうよう)致し候。出水辻新六波止の上二尺ほど水嵩(かさ)み、すでに防禦方危うく相見え候につき、杉一丈丸太百本送致方用掛へ通達致し候。

郡長帖佐謙吉殿、郡書記副島礼之助附属出張。警察署長森貞信殿、警部巡査附属出張。臨時出張所を設置す。

午後十時頃、玉島本村より杭木八十本人足に持たせ、用掛小野岩蔵・議員小幡兵蔵・守安万平・守安彦太郎・森永鹿蔵出張、供に堤防見廻り致し候。用掛小野岩蔵・小幡兵蔵・守安彦太郎・守安万平等、午後十二時頃帰着す。

午後十時頃、水江村平民小野新三郎四名の者、洪水の波涛を犯し、川中漂流の家屋へ取り付

きこれある男女十三名を直ちに高瀬舟乗り出し押し付け候えども、同地において追い付き候事相成らず。船穂村字中新田沖にて漸(ようよ)う追い付き取り乗り候えども、直ちに上陸相成らず。上成稲荷社の上手において上陸致し候につき、直ちに飢渇を凌がせ尋問に及び候ところ、真壁村の内字恵地新田高本勝五郎・同人妻その・同人長女てる・同人次女つま・同人三女菊江・同人長男高本鉄太郎〆六名、山崎安太郎・同人母くめ・同人妻しな・同人妹いせ〆四名、坪井益蔵・同人孫まつ・同人下男作左衛門〆三名、都合十三名につき、今夜は上成にて預りねんごろに相賄い、巡行巡査にて取り糺し置き、いずれ明日何分の達に相成り候旨申し付けられ候。

本日午後十時頃より水凡(およそ)二尺五寸程も相減り候。これは全く下道・賀陽・窪屋等の三郡の内村々へ破堤致し候儀にこれあり候。

本郡柳井原村川除(かわよけ)堤防、乙島村沖新開堤防、いずれも破堤に相成り候事。

七月二日 帰場

本日漸う減水につき、午前十時頃堤防防禦の人夫残らず引き揚げ、昨夜買い入れの杭木の内 八本は打ち入れ、残杭七十二本は杭木小家へ入れ置き候。

午後一時頃、巡査出張、窪屋郡真壁村漂流人取り糺し相済み引き渡し相成り候につき、左の通り添書を付し、大人金一円宛この金七円、小児金五十銭宛この金三円、都合十円救助のため差し遣し、直ちに帰村申し付け候。

その御村高本勝五郎外十二名、別紙人名の通り、本月一日洪水につき、家屋共々漂流罷りあり候ところ、本郡水江村字一ノ口において同村小野新三郎外五名、急流の波涛を犯し救助のため高瀬舟を乗り出し候えども、水勢猛にして一時乗り込ませ候事に相成らず。同郡船穂村字中新田村と申す所にまで漂流。漸う同所にて舟中に取り乗らせ、同村にて上陸致しがたく、なお漂流して本村字上成と申す所に到り上陸致し候につき、早速玉島警察署より御出張に相成り、始末糺問の上引き渡され候につき、旅費として多少の金員救助に及び、帰村致させ候条、一家の内父子離散等の者もこれあり、生死不分明の趣につき、帰着の上しかるべき御取り計らいこれありたく、この段御照会に及び候也

浅口郡玉島村

明治十三年七月二日

戸長 守安亀太郎

窪屋郡真壁村

戸長 松本 譲殿

本日午後三時頃、上成引き払い帰着。

(中略)

七月三日

出勤、小野岩蔵・筒井善吉・小使田辺勇吉・中原熊次郎

一ノロ用水樋口小野新三郎前石垣破損につき、石工一人差し向けくれ候様、坪井良一郎より 申し来たり候につき、小坂虎一へ申し付け差し遣し候。

本日用水筋見聞のため上成まで罷り越し、その砌同所議員井上生一郎始め五軒出水の節尽力の挨拶に及び置き候。

夜十二時頃、郡長帖佐謙吉殿に書記安井寿太郎附属、拙宅へ参られ、下道郡役所より警部内 田猷一郎帰署致し、同郡役所へ津田大書記官殿出張これあり、小船五艘・塩二十叺(かます)、 浅口郡役所より送致候様指揮相成り候につき、右送致方担当致すべき旨申し付けられ、よって下道郡役所の添簡を乞い、明くる午前五時頃水江村にて相調え、それぞれ送致候段御受け致し候。

水江村戸長坪井良一郎より一ノ口用水樋前石垣崩所見分のため、明日集会の儀申し来たり候。 七月四日 所轄外出張

出勤、小野岩蔵・筒井善吉・小使田辺勇吉・中原熊治郎

午前四時出発、水江村戸長坪井良一郎方へ出張。同氏へ打ち合わせ、小舟五艘雇い上げ、人足十三人にて塩二十叺ならびに当郡長より下道郡水害を受け候人民へ救助のため大根漬一樽 共積み込ませ、午前七時頃同所出船取り計らい候跡へ玉島警察署より川辺へ出張の巡査両名 罷り越し候につき、一ノ口へ相廻し同所より乗り組みに相成り候。

午前十時、船穂村戸長高見新・長尾村戸長小野素四郎・阿賀崎村戸長菊池太平・水江村戸長坪井良一郎外阿賀崎村議員両名共、一ノロ小野新三郎方へ立ち会い、同所樋前石垣崩所修繕の談判相済み、阿賀崎村戸長ならびに議員引き払い後、柳井原村戸長西川得太郎呼び寄せ、堤防修繕ならびに大水防ぎ方談判。よっては今般の出水取防費官費支給方請願方示談荒方致し候。その上明後々日は玉島村戸長役場へ集会の儀申し別れ置く。

(中略)

七月五日

出勤、小野岩蔵・筒井善吉・小使田辺勇吉・中原熊次郎

下道郡役所より御用掛本郡役所へ出張致し、明俵買い入れ方これあり。当村は用掛小野岩蔵担当買い集め、船積等致し候。

(中略)

七月六日

出勤、小野岩蔵・筒井善吉・小使田辺勇吉・中原熊次郎

本村田方悪水湛え込みこれある所、本日は漸う吐き除けよろしく、内川平水に相成り候。高 梁川も同様都合に相成り、まず以て平水に相成り候。

七月七日

(中略)

高梁川筋出水につき、本月一日取防入費取調のため、水江村戸長坪井良一郎・長尾村戸長小野素四郎・船穂村戸長高見新ならびに拙者、本日午前十時より三宅芳治方へ立ち会い、右取り調べ相済み、惣額金九十六円三十七銭六厘官費支給方願書相認め、郡長へ上申書相副え差し出し候。

堤防修繕の箇所悉皆願面相認め、各々着印の上高見新へ委託。同人より郡役所を経て請願の 筈申し別れ候。

自来高梁川筋堤防取防持場区域相立て、議定書草案を制し、これまた高見新へ委託す。午後 十一時悉皆相片付け退散す。

七月八日

出勤、小野岩蔵・筒井善吉・小使田辺勇吉・中原熊治郎

洪水景況届二通、漂流人救助手続書二通ならびに堤防防費金下渡願二通上申書共進達す。

船穂村戸長高見新より書簡を以て一ノ口筋用水樋修繕中につき、用水絶え困難につき、三之

堰より分水取り計らいくれたき依頼につき、議員小幡兵蔵へ申し付け、上成議員の内一名へ申し談じ、両名同道三之堰へ出張。分水取り計らい申すべき旨にて午後二時出発す。右につき序でを以て同所樋戸板修繕の箇所検査を遂げ候様、これまた申し付け置き候。

(中略)

七月九日

出勤、小野岩蔵・筒井善吉・小使田辺勇吉・中原熊次郎

昨日船穂村示談につき、小幡兵蔵三之堰へ出張致させ、もっとも上成より小山紋平同道致し 候て高見新と示談行き届き、本日限り分水致すべき旨にて帰村。

(中略)

七月十三日

出勤、小野岩蔵・筒井善吉・三宅喜太郎・小使田辺勇吉・中原熊次郎

本県下窪屋・下道・賀陽等の諸郡、本年七月一日洪水の節、家屋蕩尽(とうじん)流亡等の 窮民救助のため何分の醵金致すべき旨、県令より内諭これあるにつき、右は当役所諸官員に て金三百円募集致したく、可否如何を郡長より下問につき賛成す。なお郡中村々においても 多少の醵金募るべき旨答え置き候。

本月四日、本郡水江村において小船五艘・水主五名、下道郡役所へ雇い上げに相成り居るところ、追々減水につき船三艘・水主五名等相返し、小舟二艘はそのまま借り据えの趣、昨十二日当役所より通達これあるにつき、早速水江村戸長へ通暢致し置き候。

(中略)

七月十五日

(中略)

本日戸長会議につき、県下諸郡の内水災に罹り候郡々無告の人民へ救助資金募集方の儀、原案を製し協議に及び候ところ、満員原案賛成にて、郡中にて金七百円を募集し、郡役所の金員と併せて金千円を献納致すべき段決議。よって取扱掛選挙致し候ところ、高見新・荒木耕四郎・磯部次郎・唐川順平・辻直一郎・小官と六名につき、それより榎南也足方を借り受け、同家にて取り扱い振りを略協議に及び、午後六時退散。

(中略)

七月十八日

(中略)

船穂村高見新・水江村坪井良一郎より雁又(かりまた)川口用水乏しく候につき、各村惣人 民追い立て堀夫、ただし賃銭無支給の儀照会これあるにつき、無賃追い立て堀は不穏当につ き、有賃堀夫多人数相掛かり候は同意の趣、回答致し置き候ところ、再応高見新より書簡を 以て明日川筋見分のため出張致しくれたき旨照会致し来たり、その旨承知の趣回答に及び候。

七月十九日 所轄外出張

出勤、小野岩蔵・筒井善吉・三宅喜太郎・小使田辺勇吉・中原熊次郎

本日用水乏しきにつき、雁又・一ノロ堀夫の儀につき客日高見新より再度の照会これあるにつき、午前十時出発、船穂村戸長役場に到り、高見新同道一ノロへ罷り越し、同所へ出張これあり候、坪井良一郎外二名へ面会。一ノロは沖手へ水尾筋これあり。樋口水路甚だ悪しく、よって本月八日以来堀浚え致し居り候ところ、沖手の流水とても三之堰まではこれなき水勢

につき、臨時十一日協議致し、まず以て当度限り堰留め居り、それにても小少の用水につき、 なお引き続き堀夫致すべき示談に及び候。

一ノロ樋前石垣修繕、本日午前十時落成す。坪井良一郎午後一時より帰宅す。午後二時過、 高見新・小野素四郎・菊池太平・小官都合四名一ノロ出発。雁又川口に到り、同所川形甚だ 悪しく、まず流水は十歩の九以上東川へ流れ、右につき引き続き百人計りの人夫にて堀浚え 申すべき旨を以て示談致し、午後七時当所出発、午後八時帰着。

(中略)

七月二十日

出勤、小野岩蔵・太田重米・筒井善吉・三宅喜太郎・小使田辺勇吉・中原熊治郎 本日、水江村・船穂村・長尾村・阿賀崎村・当村都合五ヶ村惣代として、高梁川筋雁又なら びに一ノ口等堀浚費支給の儀につき、郡長公へ願面差し出し、よって郡書記田中繁蔵検査の ため出張相成り候。

(中略)

七月二十七日

出勤、太田重米・筒井善吉・三宅喜太郎・小使田辺勇吉・中原熊次郎

本月廿二日より霖雨降り続き、本日午後六時頃より出水。平水より二間余の水に相成り、郡 長公以下郡書記等出張につき、筆生太田重米上成へ出張。議員岩本実太郎・小山紋平代理祐 八郎・森永鹿蔵等へ打ち合わせ、堤番の手都合致させ、郡長へは小官不快につき出張仕(つ かまつ)りかね候趣、右重米より断られ置き候。

午後十一時頃、太田重米帰着。追々減水、まず以て気遣いの廉(かど)これなき趣申し出候。

七月廿八日 所轄内出張

出勤、太田重米・筒井善吉・三宅喜太郎・小使中原熊次郎

本日午前二時頃、上成堤防出張の議員岩本実太郎より使い牧磯吉差し向け、昨日より夜に入り一応減水するといえども、過刻より追々水嵩み、本日一日の出水より漸く八寸計り水少なくにつき、不快のところ押て出張致しくれ候様通知につき、午後三時出発、同所へ出張。郡長公ならびに書記・警部・巡査等へ慰労申し出、詰め合い居り候ところ、またぞろ追々水減じ、午前十一時に到り二尺五寸計り減水につき、午後二時出立帰着。

(中略)

九月五日

(中略)

暴漲水防費官費支給願の儀につき、柳井原村戸長西川得太郎・船穂村戸長高見新・片島村戸長中原喜弥太郎・西原村戸長岡敏次郎・西阿知村戸長岡貞太郎・水江村戸長坪井良一郎・西之浦村戸長岡本泰吾・亀島新田村戸長板谷九郎・連島村戸長三宅光治集会。郡長公へ宛て左の通り上申書差し出すべき旨に決す。

暴漲水防費御下願

浅口郡何村

一金何程

水防費

内訳

金何程 人夫賃

金何程 杭木代

金何程 割木あるいは竹代

金何程 俵あるいは縄代

右は、本年七月一日・二十七日非常の洪水につき、高粱川筋堤防危難の箇所少なからず。その段御届申し上げ奉(たてまつ)り候ところ、早速御出張相成り、御指揮受け奉り防禦仕り候入費、書面の通り御座候条、御下げ渡し成し下されたく、別紙廉限(かどかぎり)受領証相添え、この段願い上げ奉り候也

何村

明治十三年九月

戸長 何条誰

浅口郡長 帖佐謙吉殿

(後略)

## 【意訳】

(前略)

7月1日 所轄外へ出張

出勤、小野岩蔵・筒井善吉・小使田辺勇吉・中原熊次郎

先月27日ごろからの長雨により、本日高梁川が増水していると伝え聞く。午前11時から隣村乙島村の岡新開・沖新開の堤防が危険であると、同村の戸長から浅口郡役所へ届け出がある。郡書記の池上久助が出張して防御にあたったとのこと。当村(玉島村)も防御の手段をとるため、出張中の事務は用掛の小野岩蔵へ委任すると郡長へ届け、12時から上成の益習小学へ出張する。議員小山紋平・岩本実太郎・牧丈平・井上生一郎・中井知才太らを招集して、午後2時ごろから堤防へ出張し、防御の人足に指示をする。午後6時ごろ、水江村の橋梁が流れて霞橋へ押し寄せ、霞橋も同様に流失したため、その事情を郡役所へ届ける。組合村々へは上成の益習小学へ出張していることを通知する。増水の高さは新六波止の上2尺(約60cm)にまで及び、すでに防御が危うい状態に見えたので、1丈(約3m)の杉丸太100本を送るよう用掛へ通知する。

郡長の帖佐謙吉殿と郡書記の副島礼之助、警察署長の森貞信殿と警部巡査が出張してくる。 臨時出張所を設置する。

午後 10 時ごろ、玉島本村から杭木 80 本を人足に持たせ、用掛小野岩蔵・議員小幡兵蔵・守安万平・守安彦太郎・森永鹿蔵が出張してくる。それを連れて堤防を見回る。用掛小野岩蔵・小幡兵蔵・守安彦太郎・守安万平らは午後 12 時ごろ帰着する。

午後 10 時ごろ、水江村の平民小野新三郎ら 4 名の者が、洪水の波涛を犯し、川の中を家屋に 取り付いたまま漂流している男女 13 名へ、ただちに高瀬舟を乗り出して漕ぎ寄せたが、すぐ には追い付くことができなかった。船穂村字中新田沖でようやく追い付き乗り移らせたが、 すぐには上陸できず、上成の稲荷社の上手で上陸した。ただちに飲食を与え身元をたずねた ところ、真壁村(総社市)恵地新田の高本勝五郎・同人妻その・同人長女てる・同人次女つ ま・同人三女菊江・同人長男高本鉄太郎、計 6 名、山崎安太郎・同人母くめ・同人妻しな・ 同人妹いせ、計4名、坪井益蔵・同人孫まつ・同人下男作左衛門、計3名、合計13名であった。今夜は上成で預って手厚く世話をし、巡査の方で取り調べを行っておくように、いずれ明日何らかの指示があると申し付けられる。

本日午後10時ごろから水位はおよそ2尺5寸程(約75cm)も減った。これはまったく下道・ 賀陽・窪屋の三郡の村々で破堤したからである。

本郡柳井原村の川除(かわよけ)堤防、乙島村沖新開の堤防が、いずれも破堤したとのこと。

7月2日 役場に帰る

本日ようやく減水したので、午前 10 時ごろ堤防防御の人夫を全員引き揚げさせ、昨夜買い入れた杭木のうち8本は打ち入れ、残りの72本は杭木小屋へ入れておく。

午後1時ごろ、巡査が出張し、窪屋郡真壁村の漂流人の取り調べが済み、引き渡しになったので、左の通り添書を付け、大人は金1円ずつ計7円、小児は金50銭ずつ計3円、合計10円を救助のために与え、ただちに帰村を申し付ける。

御村の高本勝五郎ほか12名、別紙の人名の通り。本月1日の洪水により、家屋ごと漂流していたところ、本郡水江村字一ノ口において同村の小野新三郎ほか5名が、急流の波涛を犯して救助のため高瀬舟を乗り出したが、水勢が猛烈で一時は乗り込ませることができず、同郡船穂村字中新田まで漂流して、ようやく船に乗り移らせた。しかし、同村では上陸できず、なおも漂流して玉島村字上成で上陸した。さっそく玉島警察署から出張して、事情を取り調べたうえで引き渡されたので、旅費として多少の金員を与え帰村させる。一家のなかで父子が離散している者などもいて、生死も分からないとのこと。帰着のうえはよろしくお取り計らい願いたい。

浅口郡玉島村

明治13年7月2日

戸長 守安亀太郎

窪屋郡真壁村

戸長 松本 譲殿

本日午後3時ごろ、上成を引き払い帰着する。

(中略)

7月3日

出勤、小野岩蔵・筒井善吉・小使田辺勇吉・中原熊次郎

一ノロ用水樋口の小野新三郎前の石垣が破損したので、石工を1人差し向けてくれるよう、 坪井良一郎から言って来たので、小坂虎一へ申し付けて差し遣わす。

本日、用水筋を視察するため上成まで行き、そのとき同所の議員井上生一郎ら、増水の節に 尽力してくれた5軒に挨拶に行く。

夜12時ごろ、郡長の帖佐謙吉殿と郡書記の安井寿太郎が、私宅へ来訪。下道郡役所から警部の内田猷一郎が帰署し、同郡役所へ出張中の県の津田大書記官殿から小船5艘・塩20叭(かます)を浅口郡役所から送るよう指示があったので、送付の担当を申し付けるとのこと。よって下道郡役所から書類をもらい、明日午前5時ごろに水江村で調達して、それぞれ送付することを承知する。

水江村戸長の坪井良一郎から、一ノ口用水樋前の石垣が崩れた箇所を見分するため、明日集会を開くと連絡がある。

7月4日 所轄外へ出張

出勤、小野岩蔵・筒井善吉・小使田辺勇吉・中原熊治郎

午前4時出発、水江村戸長の坪井良一郎方へ出張する。同氏と打ち合わせて、小船を5艘雇 い上げ、人足13人で塩20叭と当郡長から下道郡の罹災者に提供する大根漬1樽を積み込ま せ、午前7時ごろ同所を出船させる。そのあとに玉島警察署から川辺へ出張する巡査2名が 来たので、一ノ口へ行かせてそこから乗り組ませる。

午前 10 時、船穂村戸長の高見新・長尾村戸長の小野素四郎・阿賀崎村戸長の菊池太平・水江村戸長の坪井良一郎ほか阿賀崎村の議員2名と、一ノロの小野新三郎方で立ち会って、同所樋前の石垣が崩れた箇所を修繕する相談を済ませる。阿賀崎村の戸長と議員が帰ったあと、柳井原村戸長の西川得太郎を呼び寄せ、堤防の修繕と大水の防御方法について相談する。ついては、このたびの増水の防御費用の官費支給を請願することを協議する。その上で明後々日に玉島村の戸長役場で集会を開くことを伝えて別れる。

(中略)

7月5日

出勤、小野岩蔵・筒井善吉・小使田辺勇吉・中原熊次郎

下道郡役所から御用掛が本郡役所へ出張し、明俵 (土のう用)の買い入れを行う。当村は用 掛の小野岩蔵が担当して買い集め、船積みなどする。

(中略)

7月6日

出勤、小野岩蔵・筒井善吉・小使田辺勇吉・中原熊次郎

本村の田方で悪水が溜まったままであった所も、本日はようやく排水がすすみ、内川も通常の水位となる。高梁川も同様に、まずは通常の水位となる。

7月7日

(中略)

高梁川筋の増水について、本月1日の水防費用取り調べのため、水江村戸長の坪井良一郎・長尾村戸長の小野素四郎・船穂村戸長の高見新ならびに私が、本日午前10時から三宅芳治方で立ち会って、取り調べを済ませる。総額は96円37銭6厘、官費支給方の願書を書き、郡長へ上申書を添えて差し出す。

堤防修繕の箇所はすべて願書に記し、各々が捺印のうえ高見新へ委託する。同人から郡役所 を通じて請願することを決めて別れる。

今後の高梁川筋の堤防防御の持ち場区域を決め、議定書の草案を作って、これまた高見新へ 委託する。午後11時すべてを片付けて帰る。

7月8日

出勤、小野岩蔵・筒井善吉・小使田辺勇吉・中原熊治郎

洪水の状況届2通、漂流人の救助手続書2通ならびに堤防防御費用の下げ渡し願2通を上申書とともに提出する。

船穂村戸長の高見新から手紙で、一ノロ筋の用水樋を修繕中につき、用水が途絶えて困難しているので、三之堰から分水してくれるよう依頼がある。議員の小幡兵蔵に申し付けて、上成の議員のうち1名へ相談し、両名を同道して三之堰へ出張する。分水することが決まり、

午後2時に出発する。ついでに同所の樋戸板の修繕箇所の検査を行うように申し付けておく。

(中略)

7月9日

出勤、小野岩蔵・筒井善吉・小使田辺勇吉・中原熊次郎

昨日の船穂村との協議につき、小幡兵蔵を三之堰へ出張させ、上成からは小山紋平が同道して高見新と協議が成立し、本日のみ分水することが決まり帰村する。

(中略)

7月13日

出勤、小野岩蔵・筒井善吉・三宅喜太郎・小使田辺勇吉・中原熊次郎

本県下の窪屋・下道・賀陽などの諸郡において、本年7月1日の洪水により家屋を失うなど した窮民救助のために何らかの募金をすべきとの県令の意向が示されたので、当役所の官員 で300円を募集したいがどうかと郡長からたずねられたので賛成する。また、郡中の村々で もいくらかの募金を募るべきと答えておく。

昨 12 日に浅口郡役所から通達があり、本月4日に本郡の水江村から下道郡役所へ雇い上げられていた小船5艘・水主5名のうち船3艘・水主5名は、次第に水が減ってきたので返却し、小船2艘はそのまま借りておくとのこと。さっそく水江村の戸長に通知する。

(中略)

7月15日

(中略)

本日、戸長会議において、県下の水害に遭った諸郡で困窮している人民への救助資金を募集する件につき、原案をつくって協議したところ、全員原案に賛成で、郡中で700円を募集し、郡役所で集めた金額とあわせて1000円を上納することを決議する。その取扱係を選挙したところ、高見新・荒木耕四郎・磯部次郎・唐川順平・辻直一郎・私の6名となり、それから榎南也足方を借り受けて、同家で取り扱いの方法を協議し、午後6時に帰る。

(中略)

7月18日

(中略)

船穂村の高見新と水江村の坪井良一郎から、雁又(高梁川の分流点)において(増水により 土砂が堆積するなどして流路が変化し)西高梁川方面の用水が欠乏しているため、各村の全 村民に命じて賃銭なしで掘り浚えを行いたいとの問い合わせがある。しかし、それは不穏当 なので、賃銭を払って多人数で行うのなら同意すると回答したところ、再び高見新から明日 川筋の見分に出張してほしいと手紙で問い合わせがある。承知したと回答する。

7月19日 所轄外へ出張

出勤、小野岩蔵・筒井善吉・三宅喜太郎・小使田辺勇吉・中原熊次郎

本日、用水の欠乏のため雁又・一ノ口を掘り浚える件につき、昨日高見新から再び問い合わせがあったので、午前 10 時出発、船穂村の戸長役場に至り、高見新を同道して一ノ口へ行き、そこへ出張してきていた坪井良一郎ほか2名に面会する。一ノ口は沖手に水尾筋があり、樋口まで水路が延びていない状態で、そのため本月8日から掘り浚えをしてきた。しかし、沖手の流水はとても三之堰までは届かない水勢なので、臨時に11日に協議を行い、まずは今

回限り堰き止めを行い、それでも用水が少ないので、なお引き続いて掘り浚えるよう協議する。

一ノロ樋前の石垣の修繕は、本日午前 10 時に落成する。坪井良一郎は午後1時から帰宅する。午後2時過ぎ、高見新・小野素四郎・菊池太平・私の4名が一ノロを出発する。雁又の川口に行ってみると、川の形が非常に悪くなっていて、流水の十分の九以上が東高梁川に流れている。そのため引き続き100人ばかりの人夫で掘り浚えることを協議し、午後7時に当所を出発し、午後8時に帰着する。

(中略)

7月20日

出勤、小野岩蔵・太田重米・筒井善吉・三宅喜太郎・小使田辺勇吉・中原熊治郎本日、水江村・船穂村・長尾村・阿賀崎村・当村のあわせて5か村の惣代として、高梁川筋の雁又ならびに一ノ口などの掘り浚え費用の支給の件につき、郡長へ願書を差し出す。そのため郡書記の田中繁蔵が検査のため出張する。

(中略)

7月27日

出勤、太田重米・筒井善吉・三宅喜太郎・小使田辺勇吉・中原熊次郎

本月22日から長雨が降り続き、本日午後6時ごろから増水。通常の水位より2間(約360cm) 余り高い水位となり、郡長・郡書記らが出張したので、筆生の太田重米が上成へ出張する。 議員の岩本実太郎・小山紋平代理の祐八郎・森永鹿蔵らと打ち合わせて、堤防の警戒当番の割当てを行う。郡長へは、私は体調がすぐれないので出張できないと、重米に断らせておく。 午後11時ごろ、太田重米が帰着し、次第に水位が下がり、まずは心配ないと報告する。

7月28日 所轄内へ出張

出勤、太田重米・筒井善吉・三宅喜太郎・小使中原熊次郎

本日午前2時ごろ、上成堤防に出張中の議員岩本実太郎から使いの牧磯吉が来て、昨日から夜に入り一応水位が下がったが、さきほどから次第に増水し、7月1日の水位にあとわずか8寸(約24cm)にまで迫ってきたので、無理をしてでも出張してほしいと言って来る。午後3時に出発し、同所へ出張する。郡長ならびに書記・警部・巡査らへ挨拶をし、詰めていたところ、再び次第に水位が下がり、午前11時に至って2尺5寸(約75cm)ほど下がったので、午後2時に出立し帰着する。

(中略)

9月5日

(中略)

氾濫警戒水防費の官費支給願いの件につき、柳井原村戸長の西川得太郎・船穂村戸長の高見新・片島村戸長の中原喜弥太郎・西原村戸長の岡敏次郎・西阿知村戸長の岡貞太郎・水江村戸長の坪井良一郎・西之浦村戸長の岡本泰吾・亀島新田村戸長の板谷九郎・連島村戸長の三宅光治と集会する。郡長にあてて左の通り上申書を差し出すことを決定する。

氾濫警戒水防費支給願い

浅口郡何村

一金何程

水防費

内訳

金何程 人夫賃

金何程 杭木代

金何程 割木あるいは竹代

金何程 俵あるいは縄代

右は、本年7月1日・27日の非常の洪水に際して、高梁川筋の堤防が各所で危険な状態となり、そのことをお届けしたところ、さっそく御出張になり、御指揮を受けて防御を行った。 その費用は書面の通り、別紙の受領証を添え、支給をお願い申し上げる。

何村

明治13年9月

戸長 何条誰

浅口郡長 帖佐謙吉殿

(後略)